

～農業用水の渇水対策を行う農業関係団体の方々を支援します～

農業用水の 渇水対策事業 補助金

飯山市 経済部 農林課

少雨に伴う農業用水の渇水対策等を行う市内の公共的団体に対して補助金を交付します。対策の内容は、ため池や用排水路等への補給、取水口付近の河床整理及び土砂流入防止、用排水の反復利用などが考えられます。

補助金の活用をお考えの団体は、農林課耕地林務係までご相談ください。

○補助金の申請は…

市内で水田へのかんがいを目的とした利水施設等を管理している区または用水組合などの公共的団体が、所定の様式により申請します。

○対象となる経費は…

農業用水の渇水対策、渇水被害の未然防止対策の内、次の経費を対象とします。

- ・ポンプ機器類の、借上げ料、消耗品費、燃料費、光熱水費
- ・重機、運搬車両等の借上げ料
- ・工事請負費
- ・原材料費

○補助金の交付額は…

- (1) 千曲川から直接取水する揚水施設（市内 4 か所）

対象経費の 50%相当額を交付

- (2) 上記以外の利水施設

対象経費の 80%相当額を交付（補助金の上限額 30 万円）

※いずれも 100 円以下切り捨て（千円単位）

申請様式など詳しい内容は、[飯山市ホームページ](#)をご覧ください



●補助金の申請・ご相談●

農林課 耕地林務係 担当：関・浦野

電話：62-3111（内線 265） ファックス：62-6221